

## 第7回雄物川水系河川整備学識者懇談会 議事概要

(事務局説明を除く、質疑応答について記載)

(○：委員、●：事務局)

### 1. 雄物川水系河川整備計画 [大臣管理区間] (原案) について

- 資料-2、3、4、5、6の説明。
- 資料4の1頁目ダム貯水池周辺の活性化支援で記載の一番最後の文章が繋がらないので「理念・基本方針に基づく施策の推進を行ってきており、引き続き支援します」に修正した方が良いと思います。
- 資料4の1頁に記載の原案120頁一番最後の行は、ご指摘の文章に修正します。
- サケ、サクラマス其自然産卵を環境学習に結びつけて、子供たちに生命の営みを観察させる場の創出ができませんでしょうか。
- 河川整備計画は河川法に基づく法定計画であり、河川のをどう活用するかというところは、河川法に基づく河川管理行為から離れてしまいます。この河川整備計画をベースに、地元と連携してどのように地域に貢献していくかは、これからやっていくこととなります。
- 自然産卵が行われている場所は、自然観察の希望があれば案内等行っています。市としては、自然に任せた形のものを見ていただくというスタンスで臨んでいます。
- 教育の場に活かして次代の子供たちの勉強の場として大いに活用していただきたい。
- 河川整備計画(原案)の31頁で、チョウゲンボウが抜けている。貴重な鳥類なので、記載してもらいたい。
- 31頁の表2-9は、主要な動物相の中流部の①と②にチョウゲンボウを追加します。
- 多自然川づくりの指針・考え方に関する記述が、あまり書かれていないようなので、それをどう展開するのも含めて記載があれば分かりやすいという気がします。河川整備と生き物との関係という考えが、多自然川づくりの中にあっただと思います。
- 多自然型川づくりという固有名詞は問題があるのではないのでしょうか。
- 河川整備計画(原案)の96頁に、すべての河川整備の大前提として、歴史・文化との調和に配慮し、本来有している動植物の生息・生育・繁殖環境に配慮しますと記載していますが、また、104頁には、具体的に河道掘削の時に配慮すべき事項を丁寧に書かせていただいております。
- 河川整備計画(原案)の114頁に、参考ということで、これまでやってきました多自然川づくりの取り組み事例、環境配慮の事項をトピックとして挙げさせていただいています。
- 資料-3の2頁、No.1の方の6番目のご意見に対して、水質のことを主に回答していますが、河川整備計画(原案)では河床の環境との関係やワンド、たまりにも触れており、水質以外の部分も盛り込んだ方がいいのではないのでしょうか。
- いただいたご意見を踏まえまして、追加して公表したいと思います。
- 河川整備計画(原案)8頁の各市町村の人口ですが、最近の数字と異なっています。

- 現段階で国勢調査の最新が平成 22 年なので、このデータを使っています。
- ダムが記載された流域図がいくつか出てきますが、例えば横手市の大松川ダムがあつたりなかったりしています。ダムの区分けをはっきりするか、注意書き等が必要ではないでしょうか。
- 記載のある図面とない図面があるので、事務局で再整理いたします。
- 以前は河川モニターなど民間の方々が一生涯命やったださっていたが、今は国土交通省の事務所だけでやるということでしょうか。
- 現在も河川愛護モニターはありますし、川の通信簿と言って一般の方に一緒に川を回って河川公園の採点をしてもらうという取り組みもやっています。
- 資料一 5 の第 3 章及び第 4 章の治水のところに危機管理がありますが、第 5 章では(7)老朽化対策に対応するようになってしまい、場所がちぐはぐに感じてしまいます。湧水や水質の問題も危機管理的なものですので、例えば第 4 章の(5)危機管理体制の強化を維持管理に持っていった方が、ストーリーとして良いのではないのでしょうか。
- 危機管理体制については、河川整備計画（原案）89 頁の (5) 危機管理体制を 95 頁の河川の維持管理に関する目標のところへ移動します。89 頁は治水に偏った危機管理体制の記載になっておりますので、少し簡素化して、治水・利水・環境いずれも読める形で 95 頁に記載したいと考えております。
- 河川整備計画（原案）の 27 頁にクニマスが書いてありますが、（世界で田沢湖のみに生息していたと）「言われている」、「幻の魚」は誤りである。あと「野生絶滅する等」という言い方も、まだもめているところです。後から文章を直しますので、お願いします。

## 2. 雄物川水系河川整備計画（直轄事業）に関する費用対効果の算定について

- 資料一 7 の説明。
- どの事業も、費用便益比、内部収益率とも基準をクリアしており、非常に意義ある事業だと思います。被害に人命が入っていないので、人命などが入るともう少し便益が大きくなる。特に、高齢化が進みますと、何か起こった時に被害を受ける人たちがたくさんいるわけで、そういうことを考えてもやはりこの事業は非常に価値があると思います。
- さまざまな想定のもとに分析がなされますので、前提を変えた場合、いくつか値が出てくると思うので、そういうのがあった方が良かったようにも思います。
- 事業評価監視委員会では、費用を 10%増減させて、感度分析をしています。また、砂防事業では人命を便益に入れるようなマニュアルになっています。河川のマニュアルは現状では入っていませんが、昨年度からリスク評価ということで水深による人の生存率みたいな指標を参考値としてお示しするようになっていきます。今回の資料は平成 24 年に行った評価ですので、まだリスク評価が出来ていない時期の値となります。次回はそういった評価を示すこととなります。
- ダムには利水の便益も入ってくると思いますが、この評価には治水しか入っていないよう

に見える。ダムの場合、利水等もあるので、参考値としてそういったものも載せた方がよかつたのかなと思います。

- この B/C は、国土交通省で設定しているマニュアルに沿って算定しています。今回は治水事業ということで、治水といわゆる不特定（正常流量の機能の維持）に関わるものについて、B/C を算出するというルールになっております。
- 一般にこの資料が出た時、どういったものが入っているか分かりづらいと思ったので、治水なら治水という記載の方がいいのではないかなと思います。
- 表現は工夫させていただきます。
- 雄物川の総合水系環境整備事業では、B/C が 11 となっているが、逆の考え方をすれば B/C を 1.1 でやるには、総費用は 26 億円ぐらい掛けるべきです。地域住民が環境整備事業に 26 億円を掛けても良いと言っているのに対し、2.6 億円しか出さないというようにも見えるわけです。
- 資料一 7 の 5 頁に残事業がございますが、現在、残事業はワンド等の整備、自然再生事業でございます。そういったものに対する保全対策等のメニューを考えており、今後ご意見等いただきながら、必要があれば必要な対策を講じていきますが、現時点で定めている整備メニューの分とご理解いただければと思います。
- 費用が 2.6 億円というリミットを定めたら、それ以上は出来ませんという言い方になるわけですね。
- そういうことではなく、今後、整備メニューに追加していかなければならないものがあれば、事業を再評価し、再度費用便益などをご議論いただくことで考えております。
- 便益の 28.6 億円はアンケートをして聞いた値なので、住民の皆さんは雄物川の自然環境に対して非常に関心が高く、支払い意思額が高いことに表れているのだと思います。
- 費用対効果分析は、予算を効率的に使い、たくさんある施策の中で順番をつけるために用いるのだと理解しております。そうした中でここに示されたものが、今考えている施策の費用だということです。後から（整備メニューを）追加するということであれば、施策の順番を決めた後で、さらに費用を追加していくことになり、施策の順番が変わってしまう恐れがあります。本来の使い方とは違うのかなと感じました。
- この部分は制度的なところですので、環境整備の経済評価の手引き等を作っている本省にも伝えさせていただきます。

### 3. その他

- 資料一 8 の説明。
- 了承。

以上